

# インターネットの利用に関するガイドライン

桑名市立久米小学校

## (目的)

第1条 このガイドラインは、本校におけるインターネットの利用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (利用の基本)

第2条 本校においてインターネットを利用するにあたっては、児童及び関係者の個人情報の保護に努めるとともに、児童の情報活用能力やコミュニケーション能力の育成を図り、開かれた学校の推進、国際理解教育の推進、総合的な学習の時間の推進など、現在の学校が直面している様々な教育課題の推進に寄与するように努めなければならない。

## (利用の形態)

第3条 本校におけるインターネットの利用は、次の各号に掲げる教育活動以外の目的には利用してはならない。

- (1)[情報検索及び収集] 学習等に関連する情報を検索・収集する。
- (2)[教材開発] 情報の収集・加工による教材の作成や最新の情報を授業に活用する。
- (3)[国内及び国際交流] 電子メール、ホームページ等を利用して、国内及び海外の都市・学校等との交流を行う。
- (4)[情報の発信・受信] 各教科での学習や特別活動での様子を学校のホームページ等を通じて発信し、意見・感想等を受信する。

## (個人情報の発信)

第4条 インターネットを利用して、児童の個人情報を発信する場合は、本人及び保護者の同意を得るとともに、個人のプライバシーに関する情報については表現・内容等に細心の配慮をもって行わなければならない。

また、教職員・学校関係者・第三者の個人情報についても、同様のこととする。

## (個人情報の発信とその範囲)

第5条 インターネットで発信する児童の個人情報の範囲は、次の各号に定めるところによる。

- (1)[氏名] 原則として氏名は用いない。ただし、教育上必要がある場合には、十分な配慮の上用いることができる。
- (2)[意見・主張等] 児童の意見、考え及び主張等は、教育上の効果を考慮した上で発信することができる。
- (3)[写真] 児童の写真は、集合写真とするなど個人が特定できないよう配慮すること。
- (4)[作品・活動記録等] 児童の作品や活動記録等については、本人及び保護者の同意のもと発信できるものとする。
- (5) 住所、電話番号及び生年月日等の個人情報は、いかなる場合も発信しないものと

する。ただし、電子メール等で相手が確実に特定されている場合には、必要に応じて年齢、趣味、特技等の自己紹介程度の個人情報発信することができる。

(著作権等の遵守)

第6条 インターネットを利用する場合には、学校は、著作権を含む知的所有権の保護に努めるとともに、権利の侵害行為が行われることのないよう、適切な管理を行うものとする。

(情報モラル等についての教員による指導)

第7条 教員は、インターネットを利用する場合は、次の各号に掲げる事項に留意して児童を指導するものとする。

(1) インターネットを利用する場合には、他人を誹謗中傷しない等の人権尊重の精神、著作権を含む知的所有権への配慮など、ネットワーク利用における児童の情報モラルを涵養し、ネットワーク利用のルールやマナーを守り、節度ある行動を取ることができるよう指導すること。

(2) 児童が発信する情報は、教員の指導・確認・指示を経てから外部に発信すること。

(3) インターネットの特性を考慮し、教育上有害な情報の取り扱いについては厳重に指導するとともに、アクセスできないようにすること。

(利用者の禁止事項)

第8条 利用者は、インターネットの利用に関して、次の各号に掲げることをしてはならない。

(1) 校長が不相当と判断すること

(2) 公序良俗に反すること

(3) 犯罪行為に結びつく恐れのあること

(4) 他人の著作権を侵害すること

(5) 人権の尊重に欠け、他人のプライバシー、財産等を侵害するものこと及び、他人に不利益を与えると判断されること

(6) 他人を誹謗中傷すること

(7) 法律に反すること

(8) 営利を目的としたこと及びその準備を目的としたこと

(9) 教育利用上、不相当と判断されること

(10) その他、桑名市教育委員会が不相当と判断すること

(利用基準の見直し)

第9条 学校教育におけるインターネット利用の進展に伴い、このガイドラインに規定した事項の見直しをの必要が生じたときは、利用基準の見直しを行うものとする。

(委任)

第10条 このガイドラインに定めのない事項は、桑名市教育委員会が検討し定める。